報告第26号

専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり 専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年9月1日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第5号)

写

専決第10号

処 分 書

令和2年度 新居浜市一般会計補正予算(第5号)について

令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第5号)を次のとおり定める。

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年7月29日

新居浜市長 石川 勝 行

令和2年度 新居浜市一般会計補正予算(第5号)

令和2年度新居浜市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,474,173千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 入 歳 出 予 算 補 正

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		20, 449, 491	511, 579	20, 961, 070
	2. 国庫補助金	13, 727, 705	511, 579	14, 239, 284
19. 繰入金		1, 918, 157	19, 250	1, 937, 407
	1. 基金繰入金	1, 918, 157	19, 250	1, 937, 407
				,
歳 入 合 計		63, 943, 344	530, 829	64, 474, 173

歳	LLI
/ 不义	H

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		17, 297, 095	131, 098	17, 428, 193
	1. 総務管理費	16, 408, 529	123, 649	16, 532, 178
	4. 選挙費	75, 032	7, 449	82, 481
3. 民生費		21, 302, 982	178, 539	21, 481, 521
	1. 社会福祉費	9, 957, 556	20,000	9, 977, 556
	2. 児童福祉費	8, 936, 227	158, 539	9, 094, 766
7. 商工費	,	2, 268, 679	45, 939	2, 314, 618
	1. 商工費	2, 268, 679	45, 939	2, 314, 618
8. 土木費		5, 647, 744	24, 784	5, 672, 528
	4. 港湾費	489, 117	24, 784	513, 901
10. 教育費		5, 126, 600	150, 469	5, 277, 069
	1. 教育総務費	1, 513, 337	126, 624	1, 639, 961
	5. 社会教育費	978, 051	23, 845	1, 001, 896
			P.	
歳 出 合 計		63, 943, 344	530, 829	64, 474, 173